

化学物質管理者^{※1} 専門的講習会【取扱事業場向け】

ご案内

2024年4月から

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場
(業種・規模要件なし)では化学物質管理者の選任が義務化されました。



※1 労働安全衛生法の新たな化学物質 規制
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>

選任
義務化

テクノヒルでは、労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習会（令和4年厚生労働省告示第276号と基発0907第1号）を実施しています。

貴社内の化学物質管理者育成に向けて是非お役立て下さい。

受講対象

リスクアセスメント対象物を**取り扱う事業場など製造事業場以外の事業場**

講義形式

オンデマンド講習 * 受講後に修了証を発行します

受講料

¥16,500(税込) お支払い方法：銀行振込(前払い) * 受領後にオンデマンドURLをお送りします。

科目詳細

科目	範囲
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	・化学物質の危険性及び有害性 ・化学物質による健康障害の病理及び症状 ・化学物質の危険性又は有害性等の表示 ・文書及び通知
化学物質を原因とする災害発生時の対応	・災害発生時の措置
関係法令	・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項
化学物質の危険性又は有害性等の調査	・化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	・化学物質のばく露の濃度の基準 ・化学物質の濃度の測定方法 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録

お申込み
お問い合わせ



テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

ホームページ: <https://technohill.co.jp/>

Tel: 03-6231-0133 Fax: 03-5642-6145

